

## 岩神地区地域づくり協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、岩神地区地域づくり協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、地域住民の自主的参加により、地域の支え合いや自主・自立性の強化を図りながら、誰もが安全・安心に暮らしていける地域住民による主体的なコミュニティづくりを進めることを目的とする。

(活動の内容)

第3条 本会は、岩神地区住民が住んでいて良かったと思える地域にするために、地域に必要なことや地域にできることの具体化を協議し、地域課題の解決に向けて、地域全員で取り組むことの出来る計画や体制づくりを行う。

(会員及び理事)

第4条 本会の会員は前橋市岩神地区内に居住する全世帯を対象とし、会員の中から若干名の理事を選出する。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、前橋市岩神町三丁目1-1 前橋市第三コミュニティセンター内に置く。

(役 員)

第6条 本会に、理事の中から次の役員をおく。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 2名  |
| (3) 書記  | 1名  |
| (4) 会計  | 1名  |
| (5) 監事  | 2名  |
| (6) 部会長 | 若干名 |

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。前任者の退任により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び理事の職務)

第8条 会長は会務を総理し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記はこの会の書記を担当する。
- 4 会計はこの会の会計を処理する。
- 5 監事は会計を監査する。

6 部会長及び理事は会務の遂行に努める。

(顧問)

第9条 本会に必要な応じ、顧問を置くことが出来る。

(部会の設置)

第10条 本会の目的を達成するため、複数の「部会」を置くことが出来る。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、その他の会議とする。

(総会)

第12条 総会は理事の過半数の出席（委任状含）をもって成立し、出席者の2分の1以上により決定する。

2 総会は年1回以上開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、役員選出、会則の変更、その他重要な案件を審議する。

3 総会の議長には会長があたる。

(その他の会議)

第13条 必要な応じその他の会議を開催する。

(専決処分)

第14条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することが出来る。

2 前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、承認を得なければならない。

(経費)

第15条 本会の経費は構成する自治会からの会費及び地方公共団体等からの交付金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

2 会長は、会計年度の終了後、監事の監査を受けて、この協議会の総会に報告し承認を得なければならない。

(会則に定めのない事項)

第17条 この会則に定めのない事項については、会長が役員に諮って別に定める。

附 則 この会則は、平成25年6月15日から施行する。

この会則は、平成26年5月20日から施行する。(第12条・総会)

この会則は、令和4年5月17日から施行する。(第4条、第6条、第8条、第11条、第12条、第13条)